

道の駅整備事業

(仮称) 道の駅西条地域連携施設等
設計施工一括工事公募型プロポーザル

【 参加表明書等作成要領・様式集 】

平成30年9月

広島県 東広島市

提出書類一覧表

様式 番号	様式名	提出 部数	書式 サイズ	ファイル形式	制限 ページ数
1. 質問書等に関する書類					
1-1	プロポーザルに関する説明会 参加申込書	1	A4	Microsoft Word	1
1-2	プロポーザル図書に関する質問書	1	A4	Microsoft Excel	任意
1-3	資料の貸与申込書	1	A4	Microsoft Word	1
2. JV 結成届・協定書に関する書類					
2-1	設計共同体結成届	1	A4	Microsoft Word	1
2-2	設計共同体協定書	1	A4	Microsoft Word	任意
2-3	特定建設工事共同企業体結成届	1	A4	Microsoft Word	1
2-4	特定建設工事共同企業体協定書（甲型）	1	A4	Microsoft Word	任意
2-5	特定建設工事共同企業体協定書（乙型）	1	A4	Microsoft Word	任意
3. 構成企業及び配置予定技術者等に関する書類					
3-1	構成企業一覧表	3	A4	Microsoft Word	任意
3-2	協力企業に関する調書	3	A4	Microsoft Word	任意
3-3	配置予定技術者等一覧表	3	A4	Microsoft Word	任意
3-4	設計・工事監理企業に関する調書	3	A4	Microsoft Word	1
3-5	管理技術者に関する調書	3	A4	Microsoft Word	1
3-6	照査技術者に関する調書	3	A4	Microsoft Word	1
3-7	建築意匠担当者に関する調書	3	A4	Microsoft Word	1
3-8	ランドスケープ担当者（設計）に関する調書	3	A4	Microsoft Word	1
3-9	建築構造担当者に関する調書	3	A4	Microsoft Word	1
3-10	電気担当者に関する調書	3	A4	Microsoft Word	1
3-11	機械担当者に関する調書	3	A4	Microsoft Word	1
3-12	工事監理者に関する調書	3	A4	Microsoft Word	1
3-13	建設企業に関する調書	3	A4	Microsoft Word	1
3-14	統括管理技術者に関する調書	3	A4	Microsoft Word	1
3-15	監理技術者に関する調書	3	A4	Microsoft Word	2
3-16	現場代理人に関する調書	3	A4	Microsoft Word	1
3-17	ランドスケープ担当者（建設）に関する調書	3	A4	Microsoft Word	1
4. 第一次審査（参加表明書等）に関する書類					
4-1	参加表明書	2	A4	Microsoft Word	1
4-2	設計・工事監理企業に関する実績調書	14	A4	Microsoft Word	1
4-3	管理技術者に関する実績調書	14	A4	Microsoft Word	1
4-4	建設企業に関する実績調書	14	A4	Microsoft Word	1
4-5	統括管理技術者に関する実績調書	14	A4	Microsoft Word	1
4-6	業務実施方針、実施体制	14	A4	Microsoft Word	任意

質問書等及びJV結成届・協定書に関する書類

様式 1-1~2-5

1. 質問書等及びJV 結成届・協定書に関する書類等作成要領

1.1. 共通

- ア 文字の大きさは、原則 10 ポイント以上とすること。
- イ 様式 1-3、2-1 及び 2-3 は、記名押印の上、提出すること。
- ウ 参加表明書等提出者は参加表明書等の提出に合わせ、コンソーシアム協定書（任意様式）の写しを提出すること。
- エ 様式は制限ページ数以内であれば、余白等の体裁を変更することを可とするが、出力し審査資料とすることを考慮すること。
- オ 虚偽の記載をした場合は、指名除外措置を行うことがある。

1.2. 各様式の作成要領

a) 様式 1-1、1-3、2-1～2-5

様式に従い作成すること。

b) 様式 1-2

プロポーザル説明書「14.プロポーザルの図書に関する質問の提出及び回答」を確認の上、作成すること。

1.3. 添付資料

- ア 添付資料とは、参加資格要件を満たしていることを証明するために添付する書類等をいう。
- イ 添付書類は次表のとおりである。

様式番号	添付書類
1-1	不要
1-2	不要
1-3	不要
2-1	様式 2-2 の写し
2-3	様式 2-4 の写し又は様式 2-5 の写し
任意様式	コンソーシアム協定書の写し

1.4. 提出部数及び提出方法

- ア 提出部数等は提出書類一覧表のとおりとし、片面で出力すること。添付書類も同様とする。
- イ 提出方法はプロポーザル説明書「12.資料の貸与」～「15.参加表明書等の提出手続」による。

様式 1-1

プロポーザルに関する説明会 参加申込書

平成 年 月 日

東広島市長 様

所在地：

商号：

代表者職氏名：

「道の駅整備事業（仮称）道の駅西条地域連携施設等設計施工一括工事公募型プロポーザル」に係る「プロポーザルに関する説明会」について、以下の者が参加を希望します。

所属企業名	参加者氏名	連絡先	
		電話	電子メールアドレス

※参加者は1者につき最大2名とする。

様式 1-2

様式1-2

プロポーザル図書に関する質問書

平成 年 月 日

東広島市長 様

「道の駅整備事業(仮称)道の駅西条地域連携施設等設計施工一括工事」に関するプロポーザル図書について、次のとおり質問がありますので提出します。

提出者	会社名	
	所在地	
	部署名	
	担当者名	
	電話	
	FAX	
	電子メールアドレス	

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問事項
例	プロポーザル説明書	5	5.1	(3)			参加証明書等提出者構成要件	「プロポーザル説明書5頁、5.1、(3)」の内容についての質問事項がある場合には、左記のように記入すること。
1								
2								
3								

※記入上の注意

- ・ 質問は、1行につき1問とし、簡潔にまとめて記載すること。
- ・ 異なる資料・箇所に対して同じ内容の質問を行う場合でも、別の質問として記入すること。
- ・ 質問数に応じて行数を増やし、「No.」の欄に通し番号を記入すること。行の追加及び行の高さの変更以外、表の書式の変更は行わないこと。
- ・ 質問はこのシートに全てまとめること。
- ・ 英数字・記号は、半角で記入すること。

資料の貸与申込書

平成 年 月 日

東広島市長 様

所在地：

商号：

代表者職氏名： ⑩

担当者： ⑩

電話：

FAX：

電子メールアドレス：

「道の駅整備事業（仮称）道の駅西条地域連携施設等設計施工一括工事」に係る資料について、貸与を申し込みます。

貸与申込資料	プロポーザル説明書「12. 資料の貸与」に示す資料（以下「資料」という。）
貸与期間	平成 年 月 日（ ）～平成 年 月 日（ ）

なお、貸与に当たっては、次のとおり誓約します。

第1（利用の目的）

- 1 当社は、本工事のプロポーザルへの参加を検討する目的（以下「本目的」という。）のためにのみ、資料の貸与を受けるものであり、本目的以外に利用しません。
- 2 当社は、本申込書に記載の誓約事項と同一の守秘義務等の履行を東広島市に対して誓約した場合に限り、本目的を達するために必要な範囲及び方法で、当社の代理人、補助者その他の者に対し、資料の全部又は一部を開示することができるものとします。

第2（秘密の保持）

当社は、開示を受けた資料を秘密として保持するものとし、前項に定める場合のほか、第三者に対し開示しません。

第3（期間）

前項までに定める秘密の保持は、本工事終了後も存続するものとします。

第4（資料の返還及びデータの消去）

受領した資料は、定められた貸与期限までに東広島市政策推進課に返還します。また、プロポーザル終了後はデータを消去します。

様式 2-1

設計共同体結成届

平成 年 月 日

東広島市長 様

.....設計共同体

代表構成員

所在地 :

商号 :

代表者職氏名 : ⑩

電話 :

F A X :

電子メールアドレス :

構 成 員

所在地 :

商号 :

代表者職氏名 : ⑩

電話 :

F A X :

電子メールアドレス :

このたび、道の駅整備事業（仮称）道の駅西条地域連携施設等設計施工一括工事公募型プロポーザルに参加するため、設計共同体を結成しましたので、設計共同体協定書の写しを添えて届け出ます。

なお、これらの書類の全ての記載事項について、事実と相違ないことを誓約します。

様式 2-2

設計共同体協定書

(目的)

第1条 当該設計共同体は、次の業務（以下「本業務」という。）を共同連帯して行うことを目的とする。

- (1) 東広島市（以下「発注者」という。）の発注する道の駅整備事業（仮称）道の駅西条地域連携施設等設計施工一括工事に係る設計業務（以下「設計業務」という。）及び工事監理業務（以下「工事監理業務」という。）
- (2) 前号に附帯する業務

(名称)

第2条 当該設計共同体は、.....設計共同体（以下「共同体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 共同体は、事務所を.....に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 共同体は、平成.....年.....月.....日に成立し、本業務の履行期間後も発注者の承認があるまで存続するものとする。

- 2 本業務を受託することができなかつたときは、共同体は前項の規定にかかわらず、発注者との間で設計業務及び工事監理業務に係る委託契約が締結された日に解散するものとする。

(代表構成員の商号)

第5条 共同体は、.....を代表構成員とする。

- 2 前項の代表構成員が退任する場合は、共同体は新たな代表構成員を選任して、これを発注者に通知するものとする。
- 3 前項の通知前に従前の代表構成員が設計業務又は工事監理業務に関して行った行為については、これを有効とし、発注者に対してその責めを負うものとする。

(代表構成員の権限)

第6条 代表構成員は、設計業務及び工事監理業務の履行に関し、共同体を代表して自己の名義をもって次の権限を有するものとする。

- (1) 発注者及び監督官庁等と折衝する権限
- (2) 設計業務及び工事監理業務の見積、契約の締結及び変更に関する一切の権限
- (3) 設計業務及び工事監理業務の履行その他設計業務に関する一切の事項を処理する権限
- (4) 業務委託料（前払金を含む。）の請求及び受領に関する一切の権限

(構成員の所在地及び商号)

第7条 共同体の構成員は次のとおりとする。

(代表構成員)

所在地：.....

商号：.....

(構成員)

所在地：.....

商号：.....

(構成員の出資の割合)

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、設計業務又は工事監理業務について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

商号：..... %

商号：..... %

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌の上、構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 共同体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに業務の履行の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他共同体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、設計業務及び工事監理業務を履行するものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、設計業務及び工事監理業務の委託契約の履行に際し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 共同体の取引金融機関は、.....銀行.....支店とし、共同体の名称を冠した代表構成員名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 共同体は、設計業務又は工事監理業務の完了の都度、当該業務について合同計算により決算するものとする。

(利益配当の割合)

第13条 決算の結果、利益を生じた場合は、第8条に規定する割合により構成員が利益金を配当するものとする。ただし、工事監理業務によって生じた利益の配当は、本条の規定にかかわらず、運営委員会

において定めるものとする。

(欠損金の負担割合)

第14条 決算の結果、欠損金を生じた場合には、第8条に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(業務途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び他の構成員の承諾がなければ、共同体の解散の日まで脱退することができない。

2 構成員のうち、業務途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が設計業務、工事監理業務を履行するものとする。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退したものがあるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していた出資の割合を残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に基づく割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際に行うものとする。ただし、決算の結果、欠損が生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果、利益が生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わないものとする。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第17条 構成員のうちいずれかが業務履行途中において破産し、又は解散した場合においては、前条第2項から第5項までの規定を準用するものとする。

(構成員の除名)

第18条 企業体は、構成員のうちいずれかが、業務途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合においては、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、第16条第2項から第5項までの規定を準用するものとする。

(代表構成員の変更)

第19条 代表構成員が脱退し、若しくは除名された場合又は代表構成員としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表構成員に代えて、他の構成員及び発注者の承認により残存構成員を代表構成員とすることができるものとする。

(解散後のかし担保責任)

第20条 共同体が解散した後においても、本業務につきかしがあったときは、各構成員は共同連帯してその責任に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第21条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

.....(代表構成員).....外.....者は、以上のとおり.....設計共同体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書.....通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自所持するものとする。

平成.....年.....月.....日

.....設計共同体

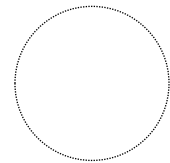
(代表構成員)

使用印鑑

所在地 :

商号 :

代表者職氏名 :



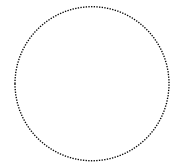
(構 成 員)

使用印鑑

所在地 :

商号 :

代表者職氏名 :



様式 2-3

特定建設工事共同企業体結成届

平成 年 月 日

東広島市長 様

----- 特定建設工事共同企業体

代表構成員

所在地 :
商号 :
代表者職氏名 : ⑩
電話 :
F A X :
電子メールアドレス :

構成員①

所在地 :
商号 :
代表者職氏名 : ⑩
電話 :
F A X :
電子メールアドレス :

構成員②

所在地 :
商号 :
代表者職氏名 : ⑩
電話 :
F A X :
電子メールアドレス :

このたび、道の駅整備事業（仮称）道の駅西条地域連携施設等設計施工一括工事公募型プロポーザルに参加するため、特定建設工事共同企業体を結成しましたので、特定建設工事共同企業体協定書の写しを添えて届け出ます。

なお、これらの書類の全ての記載事項について、事実と相違ないことを誓約します。

様式 2-4

特定建設工事共同企業体協定書（甲型）

（目的）

第1条 当該共同企業体は、次の工事を共同連帯して営むことを目的とする。

- (1) 東広島市（以下「発注者」という。）の発注する道の駅整備事業（仮称）道の駅西条地域連携施設等設計施工一括工事（以下「本工事」という。）
- (2) 前号に附帯する建設工事

（名称）

第2条 当該共同企業体は、.....特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 共同企業体は、事務所を.....に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 共同企業体は、平成.....年.....月.....日に成立し、本工事の履行期間後も発注者の承認があるまで存続するものとする。

- 2 本工事を請け負うことができなかつたときは、共同企業体は前項の規定にかかわらず、発注者と他の事業者との間で工事請負契約が締結された日に解散するものとする。

（代表構成員の商号）

第5条 共同企業体は、.....を代表構成員とする。

- 2 前項の代表構成員が退任する場合は、共同企業体は新たな代表構成員を選任して、これを発注者に通知するものとする。
- 3 前項の通知前に従前の代表構成員が行った行為については、これを有効とし、発注者に対してその責めを負うものとする。

（代表構成員の権限）

第6条 代表構成員は、本工事の履行に関し、共同企業体を代表して自己の名義を持って次の権限を有するものとする。

- (1) 発注者及び監督官庁等と折衝する権限
- (2) 本工事の見積、契約の締結及び変更に関する一切の権限
- (3) 本工事の履行に関する一切の事項を処理する権限
- (4) 請負代金額（前払金及び中間前払金を含む。）の請求及び受領に関する一切の権限
- (5) 共同企業体に属する財産を管理する権限

(構成員の所在地及び商号)

第7条 共同企業体の構成員は次のとおりとする。

(代表構成員)

所在地：.....

商号：.....

(構成員①)

所在地：.....

商号：.....

(構成員②)

所在地：.....

商号：.....

(構成員の出資の割合)

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、本工事について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

商号：..... %

商号：..... %

商号：..... %

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌の上、構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 共同企業体は、構成員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに本工事における基本的事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の共同企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、本工事に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、本工事の履行及び下請契約その他附帯する建設工事の実施に伴い、共同企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 共同企業体の取引金融機関は、.....銀行.....支店とし、共同企業体の名称を冠した代表構成員名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 共同企業体は、本工事の竣工時に、合同計算により決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び他の構成員の承認がなければ、共同企業体の解散の日まで脱退することができない。

- 2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が本工事を履行するものとする。
- 3 第1項の規定により構成員のうち脱退したものがあるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していた出資の割合を第8条に規定する割合に加えた割合とする。
- 4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。
- 5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産し、又は解散した場合においては、前条2項から第5項までの規定を準用するものとする。

(構成員の除名)

第18条 共同企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

- 2 前項の場合においては、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。
- 3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、第16条第2項から第5項までの規定を準用する。

(代表構成員の変更)

第19条 代表構成員が脱退し、若しくは除名された場合又は代表構成員としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表構成員に代えて、他の構成員及び発注者の承認により残存構成員を代表構成員とすることができるものとする。

(解散後のかし担保責任)

第20条 共同企業体が解散した後においても、本工事につきかしがあったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第21条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

...(代表構成員).....外.....者は、以上のとおり.....特定建設
工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書.....通を作成し、各通に構成員が記名押
印し、各自所持するものとする。

平成.....年.....月.....日

.....特定建設共同企業体

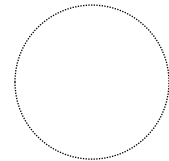
(代表構成員)

使用印鑑

所在地 :

商号 :

代表者職氏名 :



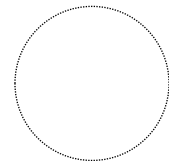
(構成員①)

使用印鑑

所在地 :

商号 :

代表者職氏名 :



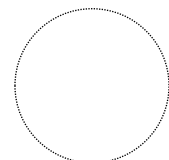
(構成員②)

使用印鑑

所在地 :

商号 :

代表者職氏名 :



様式 2-5

特定建設工事共同企業体協定書（乙型）

（目的）

第1条 当該共同企業体は、次の工事を共同連帯して営むことを目的とする。

- (1) 東広島市（以下「発注者」という。）の発注する道の駅整備事業（仮称）道の駅西条地域連携施設等設計施工一括工事（以下「本工事」という。）
- (2) 前号に附帯する建設工事

（名称）

第2条 当該共同企業体は、.....特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 共同企業体は、事務所を.....に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 共同企業体は、平成.....年.....月.....日に成立し、本工事の履行期間後も発注者の承認があるまで存続するものとする。

- 2 本工事を請け負うことができなかつたときは、共同企業体は前項の規定にかかわらず、発注者と他の事業者との間で工事請負契約が締結された日に解散するものとする。

（代表構成員の商号）

第5条 共同企業体は、.....を代表構成員とする。

- 2 前項の代表構成員が退任する場合は、共同体は新たな代表構成員を選任して、これを発注者に通知するものとする。
- 3 前項の通知前に従前の代表構成員が行った行為については、これを有効とし、発注者に対してその責めを負うものとする。

（代表構成員の権限）

第6条 代表構成員は、本工事の履行に関し、共同企業体を代表して自己の名義を持って次の権限を有するものとする。

- (1) 発注者及び監督官庁等と折衝する権限
- (2) 本工事の見積、契約の締結及び変更に関する一切の権限
- (3) 本工事の履行に関する一切の事項を処理する権限
- (4) 請負代金額（前払金及び中間前払金を含む。）の請求及び受領に関する一切の権限
- (5) 共同企業体に属する財産を管理する権限

(構成員の所在地及び商号)

第7条 共同企業体の構成員は次のとおりとする。

(代表構成員)

所在地：.....

商号：.....

(構成員①)

所在地：.....

商号：.....

(構成員②)

所在地：.....

商号：.....

(分担工事の額)

第8条 各構成員の本工事の分担は、次のとおりとする。ただし、分担工事の一部につき発注者と契約内容の変更増減があったときは、それに応じて分担を変更するものとする。

.....工事 商号：.....

.....工事 商号：.....

.....工事 商号：.....

2 前項に規定する分担工事の額については、運営委員会で定めるものとする。

(運営委員会)

第9条 共同企業体は、構成員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに本工事における基本的事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の共同企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、本工事に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、本工事の履行及び下請契約その他附帯する建設工事の実施に伴い、共同企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 共同企業体の取引金融機関は、.....銀行.....支店とし、共同企業体の名称を冠した代表構成員名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(構成員の必要経費の分配)

第12条 構成員はその分担工事の施工のため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

(共通費用の分担)

第13条 本工事中に発生した共通の経費等については、分担工事額の割合により毎月1回運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

(構成員の相互間の責任の分担)

第14条 構成員がその分担工事に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

3 前2項に規定する責任について協議が整わないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

4 前3項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する構成員の責任を免れるものではない。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び他の構成員の承認がなければ、共同企業体の解散の日まで脱退することができない。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産し、又は解散した場合においては、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担工事を完成するものとする。

2 前項の場合においては、第14条第2項及び第3項の規定を準用する。

(構成員の除名)

第18条 共同企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合においては、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、第14条第2項及び第3項の規定を準用する。

(代表構成員の変更)

第19条 代表構成員が脱退し、若しくは除名された場合又は代表構成員としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表構成員に代えて、他の構成員及び発注者の承認により残存構成員を代表構成員とすることができるものとする。

(解散後のかし担保責任)

第20条 共同企業体が解散した後においても、本工事につきかしがあったときは、各構成員は共同連帯

してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第21条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

...(代表構成員).....外.....者は、以上のとおり.....特定建設
工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書.....通を作成し、各通に構成員が記名押
印し、各自所持するものとする。

平成.....年.....月.....日

.....特定建設共同企業体

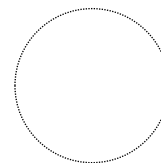
(代表構成員)

使用印鑑

所在地 :

商号 :

代表者職氏名 :



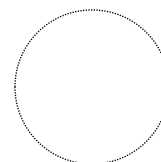
(構成員①)

使用印鑑

所在地 :

商号 :

代表者職氏名 :



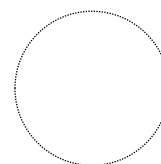
(構成員②)

使用印鑑

所在地 :

商号 :

代表者職氏名 :



構成企業及び配置予定技術者等に関する書類

様式 3-1~3-17

2. 構成企業及び配置予定技術者等に関する書類等作成要領

2.1. 共通

- ア 文字の大きさは、原則 10 ポイント以上とすること。
- イ 様式 3-1～様式 3-17 は、公示日時点の内容を記入すること。
- ウ 様式は制限ページ数以内であれば、余白等の体裁を変更することを可とするが、出力し審査資料とすることを考慮すること。
- エ 虚偽の記載をした場合は、指名除外措置を行うことがある。

2.2. 各様式の実作成要領

a) 様式 3-1

プロポーザル説明書「5.プロポーザルへの参加資格要件」を確認の上作成すること。

b) 様式 3-2

本工事の遂行に当たって業務の一部を再委託する場合に作成すること。

c) 様式 3-3

プロポーザル説明書「5.プロポーザルへの参加資格要件」を確認の上作成すること。

d) 様式 3-4～3-17

- ア プロポーザル説明書「5.プロポーザルへの参加資格要件」を確認の上作成すること。
- イ 協力企業の技術者を配置する場合、所属企業欄には当該協力企業の商号を記入すること。
- ウ 業務実績等を記入するに当たり、当該実績等の建築内容、業務内容、該当実績要件番号、工事内容及び立場欄から該当する項目選択し、Microsoft Word の文字囲み機能等で囲うこと。

2.3. 添付資料

ア 添付資料とは、参加資格要件を満たしていることを証明するために添付する書類等をいう。

イ 添付書類は次表のとおりである。

様式番号	添付書類
3-1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 登記簿謄本の写し ・ 建築事務所登録証明書の写し ・ 建設業許可証明書の写し
3-2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不要
3-3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不要
3-4	<ul style="list-style-type: none"> ・ PUBDIS の業務カルテ情報等、実績を証明する書類の写し
3-5	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一級建築士免許証明書の写し ・ JSCA 建築構造士登録証の写し（有している場合） ・ 構造設計一級建築士証の写し（有している場合） ・ 雇用関係にあることを確認できる書類（健康保険証等の写し）
3-6	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一級建築士免許証明書の写し ・ JSCA 建築構造士登録証の写し（有している場合） ・ 構造設計一級建築士証の写し（有している場合） ・ 雇用関係にあることを確認できる書類（健康保険証等の写し）
3-7	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不要
3-8	<ul style="list-style-type: none"> ・ 技術士登録等証明書の写し又は RCCM 登録証の写し（有している場合）
3-9	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一級建築士免許証明書の写し（有している場合） ・ JSCA 建築構造士登録証の写し（有している場合） ・ 構造設計一級建築士証の写し（有している場合）
3-10	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築設備士登録証の写し若しくは建築設備士合格証の写し又は設備設計一級建築士証の写し
3-11	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築設備士登録証の写し若しくは建築設備士合格証の写し又は設備設計一級建築士証の写し
3-12	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一級建築士免許証明書の写し ・ 雇用関係にあることを確認できる書類（健康保険証等の写し）
3-13	<ul style="list-style-type: none"> ・ CORINS の登録内容確認書等、実績を証明する書類の写し
3-14	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一級建築士免許証明書の写し ・ 雇用関係にあることを確認できる書類（健康保険証等の写し）
3-15	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監理技術者資格者証の写し ・ CORINS の登録内容確認書等、実績を証明する書類の写し ・ 雇用関係にあることを確認できる書類（健康保険証等の写し）
3-16	<ul style="list-style-type: none"> ・ 雇用関係にあることを確認できる書類（健康保険証等の写し）
3-17	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監理技術者資格者証の写し若しくは技術者合格証明書の写し又は実務経歴書 ・ CORINS の登録内容確認書等、実績を証明する書類の写し ・ 雇用関係にあることを確認できる書類（健康保険証等の写し）

2.4. 提出部数及び提出方法

- ア 提出部数等は提出書類一覧表のとおりとし、片面で出力すること。添付書類も同様とする。
- イ 添付書類は参加資格要件を証明する箇所にするし（マーカ一等）を付した状態で提出すること。
- ウ 様式 3-1～様式 3-17 及び添付書類は、ひも綴じし、様式番号が分かるインデックス等を付したものを提出すること。
- エ 提出書類の表紙には「道の駅整備事業（仮称）道の駅西条地域連携施設等設計施工一括工事公募型プロポーザル 構成企業及び配置予定技術者等」と付記すること。

構成企業一覧表

代表企業		
	商 号	
	建設業の許可を受けている 営業所所在地	
	建設業許可番号	
設計 JV		
代表構成員	商 号	
	営業所所在地	
	一級建築事務所登録番号	
構 成 員	商 号	
	営業所所在地	
	一級建築事務所登録番号	
建設 JV		
代表構成員	商 号	
	建設業の許可を受けている 営業所所在地	
	建設業許可番号	
構成員①	商 号	
	建設業の許可を受けている 営業所所在地	
	建設業許可番号	
構成員②	商 号	
	建設業の許可を受けている 営業所所在地	
	建設業許可番号	

様式 3-2

協力企業に関する調書

協力企業①	
商 号	
所在地	
代表者職氏名	
電 話	
F A X	
電子メールアドレス	
本工事に関わる 担当業務	
協力内容及び 協力理由	

※協力企業がある場合に記入すること。

配置予定技術者等一覧表

■設計業務に関する技術者

A	照査技術者	氏名：
		所属企業：
B	管理技術者	氏名：
		所属企業：

■指定分野の担当技術者

C	建築意匠	氏名：
		所属企業：
D	ランドスケープ（設計）	氏名：
		所属企業：
E	建築構造	氏名：
		所属企業：
F	電気	氏名：
		所属企業：
G	機械	氏名：
		所属企業：

■工事監理業務に関する技術者

H	工事監理者	氏名：
		所属企業：

■建設業務に関する技術者及び現場代理人

I	統括管理技術者	氏名：
		所属企業：
J	現場代理人	氏名：
		所属企業：
K	監理技術者	氏名：
		所属企業：
L	監理技術者	氏名：
		所属企業：
M	監理技術者	氏名：
		所属企業：
N	ランドスケープ（建設）	氏名：
		所属企業：

※ アルファベットの符号は、プロポーザル説明書の 5.5 技術者等の配置による。

※ 技術者等の配置方法は、プロポーザル説明書の 5.5 技術者等の配置を参照すること。

様式 3-4

設計・工事監理企業に関する調書

実績（参加資格要件審査対象）	
実績を有する企業名	
業務名	
発注者	
建築内容	新築 ・ 改築 ・ 増築
業務内容	基本設計 ・ 実施設計
施設の概要	用途
	構造・規模・面積
履行期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日

※公示日時点の内容を記入すること。

管理技術者に関する調書

管理技術者	
氏名	
生年月日	年 月 日 (満 歳)
所属企業	
保有資格	一級建築士 (登録番号: /取得年月日: 年 月 日) 建築構造士 (有している場合) (登録番号: /取得年月日: 年 月 日) 構造設計一級建築士 (有している場合) (登録番号: /取得年月日: 年 月 日)
所属企業における 雇用年数	

※公示日時点の内容を記入すること。

照査技術者に関する調書

照査技術者	
氏名	
生年月日	年 月 日 (満 歳)
所属企業	
保有資格	一級建築士 (登録番号: /取得年月日: 年 月 日) 建築構造士 (有している場合) (登録番号: /取得年月日: 年 月 日) 構造設計一級建築士 (有している場合) (登録番号: /取得年月日: 年 月 日)
所属企業における 雇用年数	

※公示日時点の内容を記入すること。

様式 3-7

建築意匠担当者に関する調書

建築意匠担当者	
氏名	
生年月日	年 月 日 (満 歳)
所属企業	

※公示日時点の内容を記入すること。

様式 3-8

ランドスケープ担当者（設計）に関する調書

ランドスケープ担当者（設計）					
氏名					
生年月日	年 月 日（満 歳）				
所属企業					
該当実績要件番号	① ・ ② ・ ③（イ、ロ、ハ）				
保有資格	資格名： （登録番号： / 取得年月日： 年 月 日）				
最終学歴	学校名				
	学部・学科				
	卒業年月	昭和・平成 年 月卒業			
実務経験及びその実務経験の内容 （証明しようとする業務分野・実務経験の種類に関する業務名、その業務における従事役職及びその従事期間について記入してください。）					
所属会社名 所在地 所属期間	発注者	業務名	従事役職等	従事期間	月数

※公示日時点の内容を記入すること。

※上表の該当実績要件番号はプロポーザル説明書「5.プロポーザルへの参加資格要件」表 5-3 のランドスケープの欄に示される①～③を示す。

建築構造担当者に関する調書

建築構造担当者	
氏名	
生年月日	年 月 日 (満 歳)
所属企業	
保有資格	一級建築士 (有している場合) (登録番号: / 取得年月日: 年 月 日) 建築構造士 (有している場合) (登録番号: / 取得年月日: 年 月 日) 構造設計一級建築士 (有している場合) (登録番号: / 取得年月日: 年 月 日)

※公示日時点の内容を記入すること。

電気担当者に関する調書

電気担当者	
氏名	
生年月日	年 月 日 (満 歳)
所属企業	
保有資格	建築設備士 (登録番号： / 取得年月日： 年 月 日) 設備設計一級建築士 (登録番号： / 取得年月日： 年 月 日)

※公示日時点の内容を記入すること。

機械担当者に関する調書

機械担当者	
氏名	
生年月日	年 月 日 (満 歳)
所属企業	
保有資格	建築設備士 (登録番号： / 取得年月日： 年 月 日) 設備設計一級建築士 (登録番号： / 取得年月日： 年 月 日)

※公示日時点の内容を記入すること。

工事監理者に関する調書

工事監理者	
氏名	
生年月日	年 月 日 (満 歳)
所属企業	
保有資格	一級建築士 (登録番号 : / 取得年月日 : 年 月 日)
所属企業における 雇用年数	

※公示日時点の内容を記入すること。

建設企業に関する調書

実績（参加資格要件審査対象）	
実績を有する企業名	
工事名	
発注者	
工事内容	新築 ・ 改築 ・ 増築
施設の概要	用途
	構造・規模・面積
履行期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日

※公示日時点の内容を記入すること。

統括管理技術者に関する調書

統括管理技術者	
氏名	
生年月日	年 月 日 (満 歳)
所属企業	
保有資格	一級建築士 (登録番号 : / 取得年月日 : 年 月 日)
所属企業における 雇用年数	

※公示日時点の内容を記入すること。

監理技術者に関する調書

監理技術者①（代表構成員）		
氏名		
生年月日	年 月 日（満 歳）	
所属企業		
保有資格	監理技術者 （登録番号： / 取得年月日： 年 月 日）	
所属企業における雇用年数		
監理技術者に求める実績	発注者	
	工事内容	新築 ・ 改築 ・ 増築
	工種	
	立場	監理技術者 ・ 主任技術者
	施設の概要	用途 構造・規模・面積
	履行期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日

監理技術者②（構成員）		
氏名		
生年月日	年 月 日（満 歳）	
所属企業		
保有資格	監理技術者 （登録番号： / 取得年月日： 年 月 日）	
所属企業における雇用年数		
監理技術者に求める経験	発注者	
	工事内容	新築 ・ 改築 ・ 増築
	工種	
	立場	監理技術者 ・ 主任技術者
	履行期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日

監理技術者③（構成員）		
氏名		
生年月日	年 月 日（満 歳）	
所属企業		
保有資格	監理技術者 （登録番号： /取得年月日： 年 月 日）	
所属企業に おける雇用年数		
監理技術者 に求める経験	発注者	
	工事内容	新築 ・ 改築 ・ 増築
	工種	
	立場	監理技術者 ・ 主任技術者
	履行期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日

現場代理人に関する調書

現場代理人	
氏名	
生年月日	年 月 日 (満 歳)
所属企業	

※公示日時点の内容を記入すること。

ランドスケープ担当者（建設）に関する調書

ランドスケープ担当者（建設）		
氏名		
生年月日	年 月 日（満 歳）	
所属企業		
保有資格	主任（監理）技術者 （登録番号： / 取得年月日： 年 月 日）	
所属企業における 雇用年数		
ランドスケープ担当者 （建設）に求める実績	発注者	
	工事内容	
	立場	監理技術者 ・ 主任技術者
	履行期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日

※公示日時点の内容を記入すること。

第一次審査（参加表明書等）
に関する書類

様式 4-1~4-6

3. 第一次審査（参加表明書等）に関する書類の作成要領

3.1. 共通

- ア 文字の大きさは、原則 10 ポイント以上とすること。
- イ 様式 4-1～様式 4-6 は、参加表明書等提出者が提出すること。
- ウ 様式は制限ページ数以内であれば、余白等の体裁を変更することを可とするが、出力し審査資料とすることを考慮すること。
- エ 様式 4-2～様式 4-6 は、参加表明書等提出者（協力企業を含む。）が特定できる記述（具体的な社名等）をしないこと。
- オ 業務実績を記入するに当たり、当該実績の建築内容、業務内容及び工事内容の欄から該当する項目選択し、Microsoft Word の文字囲み機能で囲うこと。
- カ 発注者欄は、該当実績における契約の相手方を記載すること。
- キ 構造・規模・面積欄は、構造種別―地上階数／地下階数、延床面積を記入すること。（記入例：RC-5/1、○○㎡）
- ク 様式 4-2～様式 4-6 は、審査基準「3. 第一次審査」の内容を踏まえ、具体的に記載すること。
- ケ 虚偽の記載をした場合は、指名除外措置を行うことがある。

3.2. 各様式の作成要領

a) 様式 4-1

参加表明書等提出者（代表企業）が記名押印の上、提出すること。

b) 様式 4-2

設計・工事監理企業の設計実績について、審査基準「表 3-1 実績等審査の視点及び配点」に示す審査の視点 1-1、ア）を踏まえ作成すること。

c) 様式 4-3

管理技術者が有する設計実績について、審査基準の「表 3-1 実績等審査の視点及び配点」に示す審査の視点 1-1、イ）を踏まえ作成すること。

d) 様式 4-4

建設企業の施工実績について、審査基準の「表 3-1 実績等審査の視点及び配点」に示す審査の視点 1-2、ア）を踏まえ作成すること。

e) 様式 4-5

統括管理技術者が有する施工実績について、審査基準の「表 3-1 実績等審査の視点及び配点」に示す審査の視点 1-2、イ）を踏まえ作成すること。

f) 様式 4-6

- ア 審査基準の「表 3-1 実績等審査の視点及び配点」に示す審査の視点 1-3、ア）～オ）を踏まえ作成すること。
- イ 審査のポイントごとに作成するものとし、提案事項が明確に伝わるように表現を工夫すること。
- ウ 記述は原則、文章によること。文章を補うために視覚的表現が必要な場合は、イラスト

ト、イメージ図、ダイアグラム、パターン図等を使用すること。

3.3. 添付資料

ア 添付資料とは、参加資格要件を満たしていることを証明するために添付する書類等をいう。

イ 添付書類は次表のとおりである。

様式番号	添付書類
4-1	不要
4-2	・ PUBDIS の業務カルテ情報等、実績を証明する書類の写し
4-3	・ PUBDIS の業務カルテ情報等、実績を証明する書類の写し
4-4	・ CORINS の登録内容確認書等、実績を証明する書類の写し
4-5	・ CORINS の登録内容確認書等、実績を証明する書類の写し
4-6	不要

3.4. 提出部数及び提出方法等

a) 様式 4-1

様式 4-1 は 2 部提出すること。(1 部は受領印を押して返却する。) なお、郵送の場合は、参加表明書等提出者の住所・氏名を記載し、82 円切手を貼付した返信用の定形封筒を同封すること。

b) 様式 4-2～様式 4-6

ア 片面で出力すること。

イ 添付書類は参加資格要件を証明する箇所にしるし（マーカー等）を付した状態で提出すること。

ウ 様式 4-2～様式 4-6 は、ホッチキス止め（左上 1 か所）し、14 部提出すること。

エ 添付書類は、ひも綴じし、様式番号が分かるインデックス等を付して 3 部提出すること。

オ エの表紙には「道の駅整備事業（仮称）道の駅西条地域連携施設等設計施工一括工事公募型プロポーザル 第一次審査に関する添付書類」と付記すること。

カ 様式 4-2～様式 4-6 は電子データを CD-R 又は DVD-R に保存して提出すること。

3.5. 留意事項.

ア 受付番号は本市が入力を行うため未記入とすること。

イ 要求した内容以外の書類及び図面等については受理しない。

様式 4-1

参加表明書

平成 年 月 日

東広島市長 様

代表企業

所在地 :

商号 :

代表者職氏名 :

⑩

電話 :

F A X :

電子メールアドレス :

道の駅整備事業（仮称）道の駅西条地域連携施設等設計施工一括工事公募型プロポーザルに対し、
第一次審査に関する資料を添えて参加を表明します。

なお、プロポーザル説明書に定められた要件を全て満たしていること及び第一次審査に関する資料
の内容については虚偽がないことを誓約します。

様式 4-2

設計・工事監理企業に関する実績調書

実績①	
業務名	
発注者	
建築内容	
業務内容	
施設の概要	用途
	構造・規模・面積
履行期間	
実績②（第一次審査加点対象）	
業務名	
発注者	
建築内容	
業務内容	
施設の概要	用途
	構造・規模・面積
履行期間	
実績③（第一次審査加点対象）	
業務名	
発注者	
建築内容	
業務内容	
施設の概要	用途
	構造・規模・面積
履行期間	

※実績①のみでは0点となることに注意すること。

※公示日時点の内容を記入すること。

様式 4-3

管理技術者に関する実績調書

実績①	
管理技術者の氏名	
業務名	
発注者	
建築内容	新築 ・ 改築 ・ 増築
業務内容	基本設計 ・ 実施設計
施設の概要	用途
	構造・規模・面積
履行期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日
実績②（第一次審査加点対象）	
管理技術者の氏名	
業務名	
発注者	
建築内容	新築 ・ 改築 ・ 増築
業務内容	基本設計 ・ 実施設計
施設の概要	用途
	構造・規模・面積
履行期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日
実績③（第一次審査加点対象）	
管理技術者の氏名	
業務名	
発注者	
建築内容	新築 ・ 改築 ・ 増築
業務内容	基本設計 ・ 実施設計
施設の概要	用途
	構造・規模・面積
履行期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日

※実績①のみでは0点となることに注意すること。

※公示日時点の内容を記入すること。

様式 4-4

建設企業に関する実績調書

実績①	
工事名	
発注者	
工事内容（建築一式工事）	新築 ・ 改築 ・ 増築
施設の概要	用途
	構造・規模・面積
履行期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日
実績②（第一次審査加点対象）	
工事名	
発注者	
工事内容（建築一式工事）	新築 ・ 改築 ・ 増築
施設の概要	用途
	構造・規模・面積
履行期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日
実績③（第一次審査加点対象）	
工事名	
発注者	
工事内容（建築一式工事）	新築 ・ 改築 ・ 増築
施設の概要	用途
	構造・規模・面積
履行期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日

※実績①のみでは0点となることに注意すること。

※公示日時点の内容を記入すること。

様式 4-5

統括管理技術者に関する実績調書

実績①	
統括管理技術者の氏名	
工事名	
発注者	
工事内容（建築一式工事）	
新築 ・ 改築 ・ 増築	
施設の概要	用途
	構造・規模・面積
履行期間	
平成 年 月 日～平成 年 月 日	
実績②（第一次審査加点対象）	
統括管理技術者の氏名	
工事名	
発注者	
工事内容（建築一式工事）	
新築 ・ 改築 ・ 増築	
施設の概要	用途
	構造・規模・面積
履行期間	
平成 年 月 日～平成 年 月 日	
実績③（第一次審査加点対象）	
統括管理技術者の氏名	
工事名	
発注者	
工事内容（建築一式工事）	
新築 ・ 改築 ・ 増築	
施設の概要	用途
	構造・規模・面積
履行期間	
平成 年 月 日～平成 年 月 日	

※実績①のみでは0点となることに注意すること。

※公示日時点の内容を記入すること。

様式 4-6

業務実施方針、実施体制

※ 審査基準に示される審査のポイントごとに作成すること。